

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 31 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、同僚であった妻の同社に係る厚生年金保険の記録は確認できるのに、私の記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうち、商業登記簿謄本により同社のB職であったことが確認できる者は、「時期までは分からないが、申立人が勤務していたことは間違いない。」と述べていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該B職及び申立人の妻以外の者は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の同社における勤務期間等を確認することができない。

また、申立人が挙げた姓と同姓で、当時、A社に勤務していたと推認される同僚については、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該同僚は、「私は、少なくとも夏頃から翌年の春頃まで勤務していたと思うが、当時は短時間勤務だったので、社会保険は無いと思っていた。」と述べており、事情を聴取できた前述の複数の者のうちの一人は、「私のA社における年金の加入月数は1か月となっているが、C職としてDやEの時期に勤務した記憶があるので、1か月ということは無い。」と述べていることを踏まえると、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入時期についても、

必ずしも入社と同時ではなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、所在不明等により事情を聴取できないほか、事情を聴取できた前述の複数の者からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時の申立人の父親に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間の一部（昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 3 月 21 日まで）において、父親の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 5 日から 47 年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 54 年 7 月 14 日まで

私は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたが、ねんきん定期便によると、当該期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低い額となっていることが分かった。

申立期間①及び②においては、子供が生まれ、車も購入したので、年金記録上の標準報酬月額程度の給与では生活できなかつたはずであり、特に申立期間②においては、B職不在時のC職として仕事の段取りを任されていたので、年金記録上の標準報酬月額程度の給与であったとは考えられない。

申立期間①及び②の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社に継続して勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録上、申立期間①はD社、申立期間②はA社においてそれぞれ厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、A社に勤務していたとする者の中には、申立人と同様、当初、D社に係る被保険者記録となっており、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年9月1日以降、同社に係る被保険者記録となっている者が複数確認できる。

また、前述の複数の者及びA社の元事業主の証言から、申立期間①において、同社の従業員は、元請け会社であるD社に係る被保険者として厚生

年金保険に加入し、申立期間②において、A社の従業員は、同社が適用事業所となったため、同社に係る被保険者となっていたものと推認されるものの、厚生年金保険の加入手続については引き続きD社が代行していた状況がうかがえるところ、A社の元事業主は、「A社の従業員の給与がD社より高いことが分かると、外注の工賃を下げられる可能性があったため、当社の事務を代行していたD社のE職には基本給のみを知らせていたと思う。」と述べている上、D社の元事業主は、少なくとも申立期間①については、「厚生労働省の記録どおりの届出を行っていたと思う。」と回答していることを踏まえると、申立期間①及び②当時、A社は、同社の従業員に係る報酬月額について、実際に支給されていた給与額より低い金額をD社に報告し、同社は、その報告された報酬月額に基づき標準報酬月額の決定等に係る届出を行っていた可能性がある。

さらに、D社の元事業主は、少なくとも申立期間①については、「厚生労働省の記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料を納付していたと思う。」と回答しているところ、A社の元事業主は、「D社からは、同社から外注された売上金からA社分の社会保険料を差し引いた額が支払われ、当該保険料の個人ごとの明細書を受け取っていた。差し引かれた社会保険料については、個人負担分を給与から控除していた。」と述べていることから、申立期間①及び②当時、A社の従業員の給与からオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていた可能性がある上、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者でA社に勤務していたとする複数の者からも、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る標準報酬月額は、前述のA社に継続して勤務していたとする複数の者及びこれらの者が同社の同僚として覚えている複数の者と比較しても、申立人のみが特に低いという状況はうかがえない上、申立人のD社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1295 (事案 1125 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年5月から19年6月まで
② 昭和19年6月から20年3月まで
③ 昭和20年8月から21年9月まで
④ 昭和21年10月26日から同年12月7日まで

私がA丸、B丸及びC丸に乗船していた期間に係る船員保険の記録が確認できないことから、年金記録確認の申立てを行ったところ、前回、一部の期間についてのみあっせんするという通知を受けた。

しかし、同じように乗船していたのに、一部の期間しか認められなかったことに納得できないので、申立期間についても船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和17年5月から21年9月までの期間及び同年10月26日から同年12月7日までの期間(以下「前回申立期間」という。)に係る申立てについては、20年4月1日から同年8月16日までの期間(以下「前回あっせん期間」という。)について、既に当委員会の決定に基づき、平成23年9月1日付けで年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

前回あっせん期間については、厚生労働省から提出された資料等により、申立人は、少なくとも昭和19年3月29日から20年9月2日までは海軍徴用船B丸にD職として乗船していたことが確認又は推認できるとともに、同年4月1日に海軍からの給与支給となったことが確認できるところ、当時の厚生省保険局長通知及び日本年金機構の資料等により、20年4月1日から同年8月15日(資格喪失日は翌日)までの期間について、申立人

は海軍D職ではあるものの、海軍から給与が支給される船員に該当するため、当該期間を船員保険被保険者期間とすべきものと考えられることから、申立人の前回あっせん期間における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要であると判断したものである。

一方、前回申立期間のうち、i) 昭和17年5月から20年4月1日までの期間及び同年8月16日から21年9月までの期間については、厚生労働省から提出された資料等により、申立人は、17年3月9日から19年1月19日までの期間は、海軍徴用船E丸にF職として乗船し、同年3月29日から少なくとも20年9月2日までの期間は、海軍徴用船B丸にD職として乗船していたことが確認又は推認できるものの、E丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿のうち、当該船舶及びA丸に係る被保険者名簿は確認できない上、B丸に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できないほか、オンライン記録によると、申立人が覚えているA丸の同僚4人及びB丸の同僚5人については、17年5月から20年4月1日までの期間及び同年8月16日から21年9月までの期間に係る船員保険被保険者記録は確認できなかったこと、ii) 21年10月26日から同年12月7日までの期間については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人がC丸に乗船していたことが確認できるものの、C丸に係る船員保険被保険者名簿によると、最初に被保険者資格を取得した複数の者の資格取得日は、22年10月6日となっている上、同日にC丸に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた3人のうち1人は、「乗船当初から船員保険に加入していたかどうか、また、当時の給与から船員保険料が控除されていたかどうかは不明である。」としていることなどから、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと判断したものである。

今回、申立人は、前回申立期間において同じように乗船していたのに、一部の期間しか記録の訂正が認められないことに納得できないとして、申立人がA丸の同僚であったとする5人と共に写っている写真の写しを提出して再度申し立てしているところ、当該5人のうち、申立人が氏名を覚えていた者で、G職及びH職であったとする2人については、前回の申立ての際に申立人がA丸の同僚として氏名を挙げた4人に含まれており、申立期間①に係る船員保険被保険者記録は確認できない上、所在不明等のため事情を聴取することができない。

また、申立期間①について、申立人は当該期間に乗船していた船舶をA丸としているものの、前述のとおり、厚生労働省から提出された資料等により、申立人が当該期間に乗船していたとする船舶は、E丸であると考えられるところ、当該船舶の船舶所有者と思われる者について、船員保険の適用状況を確認したが、申立期間①以降の適用となっている上、当該船舶

所有者は既に死亡していることから、当時の事情を確認することはできなかった。

さらに、申立期間②、③及び④について、申立人は当該期間に乗船していた船舶をB丸及びC丸としているところ、当該両船舶の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、当該船舶所有者は、昭和41年8月1日にI社に名称変更していることから、同社に照会したが、同社は、「当時の船舶所有者とされる者は、当社の設立時のJ職であるが、資料が残っていないため、申立期間当時のことは分からない。」としている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1296 (事案 397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月9日から30年6月1日まで

私は、昭和26年6月にA社B支社のC職として採用され、その後本採用を経て、申立期間においては、同社D支社E職として、以後、32年に退職するまで勤務地や勤務内容の変更も無く勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できなかったため、年金記録確認の申立てを行ったところ、前回、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

しかし、私は、申立期間当時にF職として担当した複数の事等を記憶しており、今回、私の勤務状況等を知っている者の新たな証言を得ることもできたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社D支社には申立人一人だけが勤務していたとしている上、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、同社D支社が開設されたこと、及び申立人のことについて覚えている者はおらず、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことを特定できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致しており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社の同僚ではないものの、当時の申立人の勤務状

況等を知っている3人の証言が得られたとして記録の訂正を認めるよう、再度申し立てしているところ、当該3人のうちの1人及び申立期間の一部において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の証言から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していた可能性はあるものの、これら二人の者からは申立人の勤務期間を特定できる証言が得られなかった上、申立人が申立期間当時、F職として担当したとする複数の事等の詳細を記憶していることについて、今回、改めてGに掲載された記載事項を検証したところ、申立人が記憶している事等に関するものと思われる記載事項が一部確認できたものの、申立人が当該記載事項を担当していたことまでは確認できなかったことから、申立人が申立期間において同社に勤務形態の変更も無く、継続して勤務していたことを確認するまでには至らなかった。

また、申立期間及びその前後の期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、新たに事情を聴取できた複数の者からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。